



2/21提出 物価高に負けない輸送サービス労働に相応しい
申28号 「2025年度 賃金のベースアップ」の実施と、
3/6 第3回交渉にて会社回答が示される！
真の笑顔と活気あふれる職場を創造する申し入れ

【夏季手当】

支給額: 基準内賃金の **2.8ヶ月分** とする。

支給日: 令和7年6月26日(木)

【新賃金】

〈令和7年4月1日現在、満55歳未満の社員〉

① 定期昇給

定期昇給を実施し、その際の昇給係数は「**4**」とする。

② ベースアップ

基本給改定を実施し、基本給に対し

所定昇給額の **1.5倍** の額及び **4,000円** を加える。

初任給についても改定を実施。

〈満55歳以上の社員〉

基本給改定を実施し、令和7年4月1日現在の基本給額に対し、

在給する等級により前号に準じて計算した額を加える。

〈エルダー社員〉

基本賃金に **8,000円** を加える。